

**境島村景観重点区域における建築物、工作物、開発行為に関する
制限及び誘導は次のとおりとします。**

■建築物、工作物、開発行為に関する制限及び誘導

高さ	・ 高さの最高限度は 10m とする
配置	・ 近代養蚕農家建築物や自然景観を活かす配置とする
形態・意匠	・ 建築物の屋根は、陸屋根のような単調な形状とせず、切妻や寄棟などの勾配のある屋根とする（ただし、駐車場は除く）
	・ 近代養蚕農家建築物及び石碑、屋敷林など歴史的な景観資源と調和したものとし、奇抜なものは避ける
	・ 建築物の増築、外観の修繕若しくは模様替え、又は色彩の変更を行う場合は、落ち着いたものとする
	・ 建築物（一戸建ての専用住宅を除く）には、櫓を設置しない。但し、一戸建ての専用住宅は、近代養蚕農家建築物の景観を著しく損なわないものとする
	・ 室外機などの設備等は、できるだけ道路や公共の場所から見えないように配置して、必要に応じ格子やルーバーなど囲いを設けるなど工夫する
色彩	・ 近代養蚕農家建築物及び石碑、屋敷林など歴史的な景観資源と調和した色彩や素材とする
	・ 屋根は無彩色又は低彩度色とする
	・ 建築物の外観など大きな面積については、次の色は使用しない 明度 7 以上の場合、彩度は 2 を超える色 明度 5 以上 7 未満の場合、彩度は 3 を超える色 明度 5 未満の場合、彩度は 4 を超える色
	・ 強調色として用いる色数はできるだけ少なくし、刺激的な色彩の使用は避ける
敷地・外構	・ 道路又は隣地の建物の外壁との距離を確保して、隣地相互のゆとりをできるだけ確保する
	・ 敷地の境界を囲う場合は、生垣の植栽に努め、柵や塀を設ける場合は、できるだけ高さを抑え、周辺景観と調和させる
	・ できるだけ現存する石垣の保存に努め、新設する場合も、できるだけ石材等の自然素材を用いる
緑化	・ 「かしぐね」など屋敷林をできるだけ保全・活用し、できるだけ敷地を緑化する
開発行為	・ 敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を活かした開発を行う